

政府部門と国策会社の設立：台湾拓殖を事例に¹

谷ヶ城 秀吉

はじめに

本稿は、国策会社の企業行動を設計の段階で方向づける政府部門の役割を台湾拓殖株式会社（以下、台湾拓殖；1936年11月設立）の事例から検討する。国策会社の概念を齊藤直は、「(1) 何らかの政策的背景を持つ国策性事業の遂行を目的とする、(2) 国策性事業を遂行するための資金の一定程度を民間から調達する、(3) 民間から資金調達を行いながらも、国策性事業の遂行を可能にするために、(a) 意思決定面において国策性事業の遂行を可能にする仕組み、(b) 資金調達を円滑にするための仕組みが存在する」と定義する（齊藤 [2012]、85頁）²。これに依拠するならば、本稿が分析の対象とする政府部門の役割は、①国策性事業の具体的な内容を策定し、②国策会社とその事業を遂行するための組織や資金調達の仕組みを構築しつつ、③国策会社の企業活動が所期の目的から逸脱しないよう監視し続けることにある。この3つのポイントに沿って政府部門の行動を観察しようとする場合、これらが組織として形成されていく過程を国策会社の設立以前に遡って確認しておく必要がある。

幸いなことに、台湾拓殖の設立過程を取り扱った研究には分厚い蓄積がある。長岡新治郎は、台湾拓殖の設立を正当化するために台湾総督府が台北で開催した熱帯産業調査会に出席した加藤三郎外務書記官の報告書（以下、加藤報告）³に基づいて同調査会の模様を紹介した。同稿は、華南・東南アジアにおける台湾拓殖の

広範な海外事業構想が外務省の意向で縮小されたこと、同調査会で示された設立案（表1；設立案D）が想定する同社の事業資金を過小と判断した荻洲立兵台湾軍参謀長が台湾総督府を批判したことなどを指摘している（長岡 [1980]）。また、近藤正己は長岡と同様に加藤報告に依拠して熱帯産業調査会の議論を整理しつつ、財界之日本社編 [1936] を用いて第69回帝国議会（1936年5月）における台湾拓殖株式会社法案の審議過程に言及した。この分析を通じて近藤は、台湾拓殖による海外事業の認可に「事実上、台湾総督府、拓務省、外務省〔の3つの政府機関が——引用者〕が当たることになっていた」ことから、「台拓には政府中央からの紐がつけられ、台湾総督府の意のままには動かない存在となった」と理解した（近藤 [1996]、108頁）。さらに久保文克は、監督官庁によるトップ・マネジメントの任命権と業務命令権のあり方に焦点を当てて台湾拓殖の設立経緯を検討した。そして、台湾拓殖に対する実質的な監督権を台湾総督が保持しえたことを根拠として、同社の設立が「台湾総督府という植民地側のイニシアチブによって推進されていった」と結論づけている（久保 [1997]、233頁）⁴。

台湾拓殖が設立に至るまでの概要は、これらの研究によっておおむね明らかにされたものの、検討の余地は依然として残されている。第1に、既存研究が分析の対象とした同社の設立過程は、狭義のそれにすぎない。先に挙げた研究は、いわゆる南進論と同社の関係を強調するために観察の起点を1935年10月に開催された熱帯産業

表 1 熱帯産業調査会までの台湾拓殖設立案

設立案記号	A	B	C	D	台湾拓殖株式会社法 および同施行令
立案年月 名称	1925年11月 台湾拓殖株式会社	1926年9月 南洋拓殖株式会社	1935年5月 台湾拓殖株式会社	1935年10月 台湾拓殖株式会社	1936年5月・7月 台湾拓殖株式会社
資本金額 (千円)	20,000	20,000	50,000	30,000	30,000
株主構成	民間40、政府60(現物出資)	民間50、台湾総督府50(現物出資)	「政府及東洋拓殖株式会社ノ出資トシ向株式ノ一部ヲ公募スルコト」	「本会社ノ出資者ハ政府及民間トシ資本金総額ノ約半額ハ政府ニ於テ出資」	「台湾拓殖株式会社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共団体、帝国臣民又ハ帝国法人ニシテ社員、社主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半数以上、資本ノ半額以上若ハ議決権ノ過半数ガ外国人若ハ外国法人ニ属セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得」(法・第3条)
政府出資	官有地	「年七十万円ノ地租収入ある現物出資」	「政府ハ台湾ニ於ケル官租地及官有未墾地ノ内拓殖事業ニ供シ得ベキモノヲ現物出資スルコト」	「台湾ニ於ケル官租地、官有未墾原野、山林等ノ土地中価格約千五百万円ニ相当スルモノヲ以テ之ニ充ツルモノナリ」	「政府ハ台湾総督ノ管理ニ属スル金銭以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ヲ為スコトヲ得」(法・第4条)
事業内容	(1)台湾の拓殖事業に要する資金の供給、(2)拓殖事業・農業水利事業、土地の取得、(3)移民募集、(4)移民が要する建物の建造・売買・賃貸、(5)移民および農業従事者に対する資金・生活物資の供給、(6)土地経営・管理の受託、(7)その他拓殖事業に必要な事項	台湾・南支南洋における企業・金融	「(1)台湾、南支及南洋ニ於ケル拓殖事業 (2)台湾、南支及南洋ニ対スル移民ノ募集、配置、輔導及之ニ必要ナル施設 (3)前二ノ事業ノ為必要ナル土地 (土地ノ利用ニ関スル権利ヲ含ム)ノ取得、経営及処分並ニ土地改良事業 (4)前二ノ事業ニ対シ必要ナル資金ヲ供給スルコト (5)第一号ノ事業及移住民ノ生産物ノ買取、加工及販売(後略)」	「(一)拓殖ノ為必要ナル農業特ニ特殊農作物ノ栽培事業、水利事業及之等事業ノ助成 (二)拓殖ノ為必要ナル土地 (土地ニ関スル権利ヲ含ム)ノ取得、経営及処分 (三)委託ニ依ル土地ノ経営及管理 (四)移民事業 (五)農業者又ハ移民ニ対シ拓殖上必要ナル物品ハ販供給又ハ之ガ生産品ノ買取並ニ必要ナル資金ノ供給 (六)拓殖ノ為必要ナル資金ノ供給 (七)前各号ノ外拓殖ノ為必要ナル事業ノ経営 (八)前各号ノ事業ニ附帯スル事業 (九)其ノ他台湾総督ノ認可ヲ得タル事業」	1)「台湾拓殖株式会社ハ拓殖事業ノ経営及拓殖資金ノ供給ヲ目的トシ株式会社トシ其ノ本店ヲ台北ニ置ク」(法・第1条)、2)「台湾拓殖株式会社ハ左ノ事業ヲ営ムモノトス一拓殖ノ為必要ナル農業、林業、水産業及水利事業 二拓殖ノ為必要ナル土地 (土地ニ関スル権利ヲ含ム)ノ取得、経営及処分 三委託ニ依ル土地ノ経営及管理 四拓殖ノ為必要ナル移住民ニ対シ拓殖上必要ナル物品ノ供給又ハ生産品ノ買取、加工若クハ販売 (後略)」(令・第5条)
組織	總裁1名、理事若干名を株主総会で選出し、政府が總裁を任命。	-	「總裁一人、副總裁一人、理事三人以上、監事二人以上、総裁及副總裁ハ政府之ヲ命ズルコト」、 「理事ハ株主中ヨリ株主総会ニ於テ選任シ政府ノ認可ヲ受ケシムルコト」、 「監事ハ株主中ヨリ株主総会ニ於テ選任シスルコト」	「本会社ニ社長一人、副社長一人、理事三人以上、監事二人以上ヲ置キ其ノ職務、権限及任期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(法・第6条)	「台湾拓殖株式会社ニ社長副社長各一人、理事三人以上監事二人以上ヲ置キ其ノ職務、権限及任期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(法・第6条)

政府部門と国策会社の設立：台湾拓殖を事例に

監 督	-	政府	「政府ハ本会社ノ業務ヲ監督スルコト（第一次監督官庁ヲ台湾総督、第二次監督官庁ヲ拓務大臣トスルコト）」	「本会社ノ業務ハ台湾総督之ヲ監督ス」	1) 「社長副社長及理事ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ経テ台湾総督之ヲ命ズ」(法・第6条)、2) 「政府ハ台湾拓殖株式会社ノ業務ヲ監督ス」(法・第10条)、3) 「〔令・第5条の7・8号〕事業ヲ営マンストスルキハ台湾総督ノ認可ヲ受クベシ 台湾外ニ於テヲ営マンストスルキハ其ノ事業及地域ニ付台湾総督ニ由リ拓務大臣ノ認可ヲ受クベシ」(令・第5条)
特 典	払込資本金の10倍までの社債発行	払込資本金の10倍までの社債発行	「(1)資本増加ニ際シ株主金額ノ払込ヲ要セザルモノトスルコト(2)商法第百九十九条ノ規定ニ拘ラス払込資本金額ノ十倍ニ限リ台湾拓殖債券ヲ発行シ得ルモノトスルコト」	「(一) 本会社ノ資本増加ニハ株主金額ノ払込ヲ要セズ (二) 本会社ハ商法第百九十九条ノ規定ニ拘ラズ払込資本金額ノ十倍ニ限リ台湾拓殖債券ヲ発行スルコトヲ得」	「台湾拓殖株式会社ハ株主全額払込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得」、「台湾拓殖株式会社ハ払込タル株主金額ノ三倍ニ限リ台湾拓殖債券ヲ発行スルコトヲ得」、「台湾拓殖債券ヲ発行スル場合ニ於テハ商法第百九十九条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ」(法・第5条)
政府の補助	-	1) 台湾総督府が実施する産業調査事業の移譲、2) 1) に関する歳入を補助金として給付	「政府ハ本会社ノ移民ニ関スル事業ニ対シ毎年相当額ノ補助金ヲ交付スルコト」	「本会社ニ於テ行フ平拓及移民ニ関スル事業並ニ本会社ガ本島外ニ於テ行フ拓殖事業ニ対シテハ政府ヨリ相当ノ補助金ヲ交付セラレル見込ナリ」	-
政府株への 配当	8%に達するまで政府株は無配当	8%に達するまで政府株は無配当	「毎營業年度ニ於ケル配当ヲ得ベキ会社ノ利益ガ政府以外ノ所有スル株主ノ利益ニ対シテ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株主ニ対シ利益ノ配当ヲ要セザルモノトスルコト」	「(一) 本会社ハ毎營業年度ニ於ケル配当シ得ベキ利益ガ政府以外ノ所有スル株主ノ利益ニ対シ年八分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株主ニ対シ利益ノ配当ヲ要セザルモノトスルコト」	「台湾拓殖株式会社ハ毎營業年度ニ於ケル配当得ベキ利益金額ガ政府以外ノ所有スル株主ノ利益ニ対シ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株主ニ対シ配当ヲ為スコトヲ要セズ」(法・第13条)
台湾総督 総務長官	伊沢多喜男 後藤 文夫 大蔵省の反対により提案撤回	上山満之進 後藤 文夫	中川 健蔵 平塚 広義	中川 健蔵 平塚 広義	中川 健蔵 平塚 広義
備考	-	-	「先般貴府総督御上京ノ際当省大臣トノ間ニ御打合ノ次第並ニ要綱ニ如標記会社設立ノ趣旨並ニ要綱ニ関シ其御当方ニ於テ研究ノ結果別紙ノ如キ試案ヲ得タルニ付御参考及送付候条更ニ御考究ノ上熱帯産業調査会ニ付議セララルル様致度依命此段申進候也」	-	-

(出所) 「台湾日日新報」1925年11月19日；1926年9月9日；同20日；平塚広義台湾総督府総務長官宛入江海平務次官「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」(1935年6月21日) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB06050356300、本邦会社関係雑件/台湾拓殖株式会社 (E112)；外務省外交史料館；広田弘毅外務大臣宛佐藤三郎外務書記官「台湾総督府熱帯産業調査報告書(連通ノ件)」(1935年11月11日) JACAR (アジア歴史資料センター) RefB09040751500、各国産業状況報告雑纂/台湾総督府依頼熱帯産業調査関係 (E-4-0-3-2)；外務省外交史料館、「台湾拓殖株式会社法案ヲ定ム」(1935年5月28日) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A01200729300、公文類聚/60編・昭和11年・53巻・産業3・商事2；国立公文書館；「台湾拓殖株式会社施行令ヲ定ム」(1936年7月16日) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A01200730100、公文類聚/60編・昭和11年・54巻・産業4・商事3；国立公文書館より作成。

(備考)* 「法」は台湾拓殖株式会社法、「令」は同施行令の条文を意味する。

表2 戦時期における特殊会社一覧 (1942年, 設立順)

企業名	設立年月	本社所在地	公称資本金		主要株主 (出資比率, 1942年)	現物出資	社債		配当金	
			設立時	1942年			対払込額償券発行(倍)	政府保証	配当率**	政府株主配当辞退 (%)
① 南満州鉄道 (株)	1906.12	大連市	200,000	(千円)	大蔵大臣50.0、満洲国経済部大臣3.6、満洲国貯蓄部2.1	○	2	◆	8.0	-
② 東洋拓殖 (株)	1909.1	東京市	10,000		簡易生命保険積立金7.8、大蔵大臣3.0、内蔵頭2.5	○	15	◆	7.0	-
③ 台湾電力 (株)	1919.8	台北市	30,000		台湾総督15.5、帝国生命保険3.9、日本生命保険3.2	○	3	◆	7.0	8.0
④ 国際電気通信 (株)	1925.11	東京市	20,000		通信大臣47.7、朝鮮総督2.3、日本生命保険1.8、日本電信電話1.7	○	3	◆	7.2	6.0
⑤ 日本製鉄 (株)	1934.1	東京市	345,940		大蔵大臣56.8、簡易生命保険積立金2.0、釜石鉱山1.9	○	3	-	7.0	-
⑥ 東北興業 (株)	1936.10	仙台市	30,000		青森県9.4、福島県9.2、岩手県8.8、山形県8.8、宮城県8.7	-	5	◆	6.0	-
⑦ 南洋拓殖 (株)	1936.11	コロール島	20,000		南洋庁長官52.7、南洋興発5.3、三菱社3.0*	...	3	◆	7.0	6.0
⑧ 台湾拓殖 (株)	1936.12	台北市	30,000		台湾総督50.0、大日本製糖4.8、台湾製糖3.3	...	3	◆	6.0	6.0
⑨ 朝鮮林業開発 (株)	1937.9	京城府	20,000		東洋拓殖21.6、王子証券22.0、三井物産10.0、三菱社10.0	...	3	◆	5.0	-
⑩ 日本運送 (株)	1937.10	東京市	35,000		55,437 国有鉄道共済組合23.7、鉄道大臣14.4、日本郵船1.9	○	3	○	7.0	6.0
⑪ 帝国燃料興業 (株)	1938.1	東京市	100,000		大蔵大臣50.0、日本石油5.0、三井物産4.7、三菱社2.5	-	5	○	4.0	6.0
⑫ 日本産金振興 (株)	1938.9	東京市	50,000		大蔵大臣50.0、日本製業8.7、三井物産8.7	○	3	○	4.0	4.0
⑬ 北支那開発 (株)	1938.11	北京市	350,000		大蔵大臣57.4、東亜電力3.1、南満州鉄道2.3、三井物産1.5	○	5	○	4.5	6.0
⑭ 中支那振興 (株)	1938.11	上海市	100,000		大蔵大臣50.0、三井物産2.0、住友本社1.4、軍人援護会1.3	○	5	○	4.5	6.0
⑮ 日本発送電 (株)	1939.4	東京市	739,315		1,804,147 関東配電26.9、東邦電力7.0、関西配電5.4、広島電気3.2	-	3	◆	4.0	-
⑯ 朝鮮マグネサイト開発 (株)	1939.6	京城府	15,000		15,000 東洋拓殖37.6、朝鮮総督33.3、日本製鉄6.7、三菱製業5.6	...	3	◆	4.0	-
⑰ 日本米穀 (株)	1939.7	京城府	30,000		30,000 農林大臣50.0、全国米穀商業組合聯合会4.3	-	3	-	0.0	6.0
⑱ 帝国鉱業開発 (株)	1939.8	東京市	30,000		大蔵大臣33.3、住友製業2.4、日本製業2.4、三井物産2.4	-	5	○	4.0	6.0
⑲ 大日本航空 (株)	1939.8	東京市	100,000		大蔵大臣37.3、牧野正通5.0、三菱重工2.0、通信共済組合1.3	○	2	○	6.0	6.0
⑳ 朝鮮米穀市場 (株)	1939.11	京城府	5,000		5,000 朝鮮総督50.0、西山吉兵衛2.1、山内松平1.5、朝鮮精米1.3*	...	3	◆	4.0	4.0
㉑ 日本石炭 (株)***	1940.6	東京市	50,000		三菱製業6.0、三井物産5.0、北海道炭礦汽船3.5、三井物産3.0	-	5	○	4.0	4.0
㉒ 日本肥料 (株)***	1940.7	東京市	50,000		50,000 朝鮮製業50.0、全国購買組合聯合会12.5、昭和電工4.8、東洋高圧4.6	-	5	○	6.0	4.0
㉓ 日本輸出農産物 (株)****	1940.7	東京市	10,000		大蔵大臣50.0、北海道信用購買販売利用組合聯合会16.0、三井物産15.0	-	3	◆	4.0	4.0
㉔ 朝鮮製業振興 (株)	1940.8	京城府	10,000		大蔵大臣50.0、朝鮮銀行12.5、東洋拓殖12.5、日鉄製業6.0	...	5	-	5.0	4.0
㉕ 日本蚕糸統制 (株)****	1941.5	東京市	80,000		大蔵大臣50.0、片倉製糸3.6、長野県蚕業組合聯合会出資会社2.0	○	3	-	6.0	4.0
㉖ 樺太開発 (株)****	1941.7	豊原市	50,000		樺太庁長官50.0、東洋拓殖22.0、王子証券10.0、三菱製業5.0	-	3	-	5.0	-
㉗ 日本木材 (株)****	1941.8	東京市	50,000		内蔵頭2.0、王子製紙2.5、国有鉄道共済組合2.0、通信共済組合2.0	-	5	○	4.0	6.0
㉘ 帝国石油 (株)****	1941.9	東京市	100,000		大蔵大臣50.0、日本石油10.5、三井物産8.4、三菱社7.0	-	3	○	4.0	6.0
㉙ 東亜海運 (株)****	1941.11	東京市	100,000		日本郵船48.6、大阪商船32.9、日清汽船14.3、三井物産1.5	-	3	○	4.0	6.0
㉚ 朝鮮蚕糸統制 (株)	1942.5	京城府	5,000		5,000	3	-	...	-

(出所) 山崎 [1943]；南洋拓殖 [1942]；朝鮮製業開発 [1942]；朝鮮マグネサイト [1942] [1943]；朝鮮米穀市場 [1941] [1942] より作成。

(備考) 1) *南洋拓殖の株主は1941年度の名簿からそれぞれ取得した。

2) ◆は、法令にその規定が設定されていないもの、予算外国庫負担契約によって社債・特殊債券元利の政府保証や配当補給を事実上実行しているものを示す (山崎 [1943]、367-368頁、427頁)。

3) **配当率は原則として公社整理統制令が施行される以前の1939年度のものを用いた。ただし、**は1940年度、***は1941年度の数値を採用した。

4) 政府株主配当辞退について、(a) 通信・大蔵・外務3大臣の命令書で配当辞退が規定されているものを示す (山崎 [1943]、444-445頁)。

5) この30社は、「其の会社に特別固有なる法令を有する会社のことを謂ふ。特殊会社は此の法令に依りて其の使命を与へられ、之を根拠として活動し、之に基いて他の一般に見られざる特典と負担とを有する」(山崎 [1943]、1頁) という「特殊会社」の定義に基づいて山崎定雄が抽出したものである。山崎は、この定義は「世間で「国策会社」と呼んで居るものとも亦些か異なる」として「特殊会社」と「国策会社」の用法を峻別しているものの、他方で「本編に所謂特殊会社は世の所謂国策会社の一に該当すると思ふ」(山崎 [1943]、23頁)。

調査会に置いている。ところが、かつて梁華璜が先駆的に指摘し、J.A.Schneiderが改めて強調したように、台湾総督府が熱帯産業調査会で提示した設立案Dは、かつて彼ら自身が1925年に作成した「台湾拓殖株式会社案」（表1；設立案A）を下敷きとするものであった（梁 [1979]、210頁；Schneider [1998], p.36）。この事実は、1920年代のプロトモデルに内在する設計思想を明らかにしなければ、1936年に設立された台湾拓殖のそれを把握できないことを意味する。そこで本稿は、梁やSchneiderと同様に1920年代中盤を起点として設立の過程を吟味しつつ、プロトモデルのいかなる点が継承され、いかなる点に変更が加えられたのかを明らかにする。

第2に、梁 [1979] とSchneider [1998] を含む既存研究の議論は、本稿が掲げた観察ポイントの①と③を重視する反面、②への関心は相対的に希薄である。その要因を本稿は、「国家信用」と台湾拓殖の「巨大性」を因果的に説明した涂 [1975] の見解⁵が通説の地位を占めていることにあるのではないかと考えている（谷ヶ城 [2010]、37頁）⁶。かかる因果関係が仮に成り立つとすれば、国策会社は「国家信用」によって容易に資金を調達しうるのだから、②を分析する意義は小さくなる。このように考えれ

ば、国策会社の組織や資金調達に関する分析が手薄となるのは当然といえよう。

ところが、台湾拓殖に関する涂のイメージは、1990年代末以降に相次いで公開された一次資料⁷に基づく実証研究によって覆されつつある⁸。少なくとも設立直後の台湾拓殖は、事業の低収益性に起因する深刻な経営の危機に直面していた。政府部門からの補助金もそれを補うほどの十分な額が交付されたわけではなかった（谷ヶ城 [2010]）。また、涂が強調する政府による特殊債券（以下、社債）の元利保証も（注5参照）、社債の発行過程で事後的に認められたものにすぎなかった（齊藤 [2010]；表2）⁹。こうした研究の知見に従えば、台湾拓殖は資金調達が容易に進まなかった国策会社の範疇に分類されるべきであろう¹⁰。そして、台湾拓殖の設立過程は、政府部門による制度設計が失敗に帰した事例として扱うことが望ましい。以上の理解から本稿は、前述した観察ポイント②に着目して台湾拓殖が設立されるまでの過程を検証する。

1. プロトモデルの提起と継承

(1) プロトモデルの提起

『台湾日日新報』の記事や関係する資料を繙

表3 台湾総督府の官業および官有財産収入

(単位：千円)

	官業および官有財産収入											租税収入	
	郵便電信*	食塩	樟腦	アヘン	煙草	酒	鉄道*	電気	官有地小作料	森林作業	その他		合計
1905	1,129	667	4,236	4,206	1,496	-	1,706	-	113	-	375	13,929	7,385
1910	1,187	821	5,530	4,674	4,009	-	4,187	559	238	-	708	21,914	17,256
1915	1,655	873	5,176	5,870	4,668	-	5,701	1,352	248	1,427	1,030	28,000	7,905
1920	3,185	1,000	11,860	6,720	12,561	-	12,213	-	269	2,493	1,545	51,846	24,513
1925	3,902	2,413	12,017	4,121	11,515	12,302	16,642	-	834	3,634	2,257	69,636	18,384
1930	5,090	2,205	6,197	4,350	16,242	14,380	19,647	-	941	3,660	2,274	74,986	19,044
1935	7,260	3,077	7,681	2,568	17,846	19,834	28,521	-	1,136	3,321	3,275	94,517	21,930

(出所) 台湾総督官房調査課『台湾総督府統計書』各年度。

(備考) *1930年度以降の郵便電信には電話を含む。鉄道には自動車を含む。

くと、台湾拓殖、あるいはそれに類する名称を冠した企業ないし企業の設立案が、複数存在していたことがわかる¹¹。これらのうち、政府部門の関与を確認できるものを表1に掲出した。東洋拓殖をモデル¹²とした前掲の設立案Aは、これらの中で最古のプランである。伊沢多喜男総督が立案に関与した同案は、資本金2,000万円のうち800万円を民間から募り、残りの1,200万円は、政府が官有地¹³を現物出資して充当する計画であった（『台湾日日新報』1925年11月19日）。

数ある官有財産（表3）のなかで台湾総督府が官有地を選択した理由を正確に説明する研究は皆無である。本稿もまた、この問いに直接答えうる資料を現時点では入手していない。この点について梁〔1979〕は、台湾総督府の官有地を管理する内務局の局長を伊沢総督のもとで務め、当時の内部事情を知る立場にあった木下信が、1936年5月に開かれた第69回帝国議会の台湾拓殖株式会社法案外一件委員会で、衆議院側の委員として述べた次の発言を取り上げて手がかりとしている（梁〔1979〕、209-210頁）¹⁴。この発言は、本稿にとっても重要な考察の材料となるので、改めて掲げたい。

第一ノ目的ト云フモノハ、台湾ノ官租地ト云フモノヲ、何時マデモ総督府ト云フヤウナ所デ小作料ヲ取ッテ居ルト云フヤウナコトハ如何ニモ面白クナイ、寧ロ是ハ台湾総督府自身ガ地主トナッテ、小作料ヲ取ルト云フヤウナ関係ヲ去ラウト云フーツノコト、モウツハ土地政策上カラシテ之ヲ一般ニ払下ゲルト云フコトモ面白クナイ…（略）…結局内地人ノ手カラ離レテ総テノ土地ガ色々ノ人ノ手ニ獲得サレテシマフ、ソレデハ台湾統治上カラ面白クナイコトデアルカラ、寧ロ是ハ官租地ト云フ観点カラ、

一面ニハ土地政策ノ上カラ土地ヲ会社デ持ッテサウシテ土地ノ分散ヲ防ガウ、其代リニ其会社ヲシテ台湾ノ総テノ殖産方面ノ活動ヲ儼然ト致サウト云フコトカラ、此会社ノ成立ヲ、其当時——凡ソ最近マデハ台湾総督府ト致シマシテハ、台湾拓殖会社ノ立案ヲシタコトト思フノデアリマス¹⁵。

木下の説明を虚心坦懐に読めば、設立案Aの主目的が官租地¹⁶の処分にあったことがわかる。台湾総督府が官租地を厳密に管理しようとするれば、その経費は膨大となるだろう¹⁷。ところが、これを解決するために官租地を民間に払い下げた場合、その土地は、最終的に非日本人、すなわち台湾人の手に渡る可能性が高い¹⁸。台湾総督府は、これを「台湾統治上カラ面白クナイコト」と判断した。官租地の現物出資、すなわち、官租地経営の企業化は、台湾人による土地取得の回避と官租地の処分を両立するための方策であった。

一方で、「其代り」という言葉が示唆するように、会社が取り組む「殖産方面ノ活動」は、台湾総督府にとっては必ずしも優先順位の高い課題ではなかった。要するに台湾島内における開発事業は、あくまでも上述の方策を「真向ニ揚言出来サル為本島ノ産業奨励ニ藉口シタルモノ」¹⁹と理解すべきであろう。加えて、事業展開の地理的な範囲を台湾島内に事実上限定した点も注目に値する²⁰。華南・東南アジアにおける事業展開の可能性も検討されたようだが、それは将来の目標として掲げられたものにすぎない²¹。これらから勘案すれば、設立案Aは、台湾総督府にとって懸案であった官租地の経営を企業化しつつ（以下、x）、資本金の多寡によって発行額が規定される社債を通じて得た資金²²を用いて台湾島内における種々の経済開発を二次的にめざすものであった（以下、y₁）、と要

約できる。

伊沢総督は、設立案Aの実現に向けて「今回の議会に於て敗れても更に明年の議会に提出すべく、若し又明年の議会に於て敗れた場合更に明後年の議会にも提出し是非共実現すべく努力する心組」を示したという（『台湾日日新報』1925年11月21日）。ところが、翌年2月に同案は、「緊縮政策遂行の折柄政府の援助困難なる点もあり且つ諸種の関係上大蔵当局も之に反対の意を表明したので」撤回に追い込まれた（同前、1926年2月27日）²³。この過程で重要なことは、設立案Aの提起から撤回に至る約3ヶ月間にプランそのものの欠陥が示されたことである。

たとえば『台湾日日新報』は、中央政府の見解として「一、民間株式募集の困難」、「二、会社設立後の融通資金獲得の困難」、「三、東洋拓殖に因つて示されたる欠陥」が設立案Aの「実現困難な三理由」であると報じている（同前、1925年12月12日）。東洋拓殖をモデルとする国策会社の設立を根本から否定した3つ目の理由を除けば²⁴、いずれも資金調達の問題を指摘するものであった。

第1の指摘は、株式の発行を通じた資金調達に関する問題である。設立案Aに目的の1つとして掲げられた日本人移民事業は、台湾人による土地取得の可能性を排しながら官租地を処分するという台湾総督府の方針と表裏の関係にある。したがって、この案は土地所有の拡大を望む台湾人地主の利益に反する。同案の裏面にある台湾総督府の意図を正確に察知した彼らは、「本会社ノ株募集ニ…（略）…応募セサルヘシ」という態度で対応した²⁵。これは、官租地の現物出資、すなわち前述のxを事業の前提とする場合、台湾人地主からの出資が期待できないことを意味する。

第2の指摘は、社債の発行に関する問題であ

る。レポート「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」（1925年12月12日）で大蔵省銀行局は、台湾の農業部門における資金不足を認めつつ²⁶、設立案Aが目的に掲げる農業金融の実現不可能性を資金調達との関連から述べている²⁷。この問題を解決するためは、「最初数年間ハ政府ニ於テ相当ノ援助ヲ与フルノ必要」がある²⁸。事実、農業部門に低利資金を供給する役割を担っていた日本勧業銀行の資金調達は当初、政府から付与された特典である割増金付債券の発行に依存していた（伝田 [1970]、82-83頁）。台湾総督府もまた、同行と同様に「割増付債券ノ発行ニヨリ資金ヲ得セシメントスル」意向であった。ところが大蔵省は、割増金付債券の発行は「日本勧業銀行法ニ於テノミ例外的ニ之ヲ認メタルノミニシテ特殊会社ト雖モ新ニ斯克ノ如キ特権ヲ認メントスルハ許スヘラサルコトニ属ス」と判断した。大蔵省は、特殊会社に対する特典の付与を例外的な措置と位置づけており、かつ、設立案Aを特典の付与にふさわしい例外とはみなしていなかった。かかる特典が認められなければ、y₁の遂行は難しい。これらのことから推察されるように、設立案Aは資金調達の面で重大な欠陥を抱えており、企業の存続可能性の点から見て多くの問題があるプランであった。

(2) プロトモデルの継承

注目すべきことは、かかる欠陥を抱えた設立案Aが、同案の目的とは異なる事業のために間断なく用いられたことである。具体的な事例から確認したい。

1926年9月13日から23日にかけて外務省は、東南アジアおよびインド方面における貿易拡張策を定めるために第1回南洋貿易会議を開催した²⁹。当該地域における①企業・投資、②貿易・海運、③関税・通商条約の3つを議題とし

た同会議には、外務省だけでなく、内務省、大蔵省、海軍省、農林省、商工省、通信省などの高官や関係する企業・経済団体の代表者も出席した。当該地域におけるプレゼンスの強化を目指す台湾総督府も財務局長や殖産局長を会議に派遣した（長岡 [1980]、95頁；河原林 [2014]、97頁）。この会議に際して台湾総督府が提出した「第一回貿易會議ニ対スル答申」（1926年9月）では、「邦人企業發展ノ一大障害」の原因である「南洋ニ於ケル金融施設ノ不備」を解消するために「拓殖資金ノ供給ヲ專業トスル特殊金融機關ヲ設立シテ長期低利ノ資金ノ供給ヲ図ラシメ」ることが提起されている（以下、 y_2 ）³⁰。同年9月9日付の『台湾日日新報』に掲載された南洋拓殖株式会社案（表1：設立案B）は、これを具体化したものである³¹。

設立案Bは、「年七十万円の地租収入ある現物出資」＝官租地の経営 x を事業の基盤としていることから、明らかに設立案Aの基本設計を継承する類似のプランであった。とはいえ両者は、①政府の出資比率、②台湾総督府による補助金給付の有無のほか、特に③投融資の対象地域、すなわち y に顕著な差異が認められる。具体的な設立案が判然としないので表1には掲示しなかったが、その後提唱された台湾拓殖銀行案（1927年8月）や³²、川村竹治総督による信託会社案も同様に³³、設立案Aの x を基盤としつつ、それぞれの状況に合わせて y をカスタマイズしたものであったと推測される（Schneider [1998], p.40）。

プロトモデルとしての設立案Aは、 x ：官租地経営の企業化、 y ：内部留保、もしくは社債の発行を通じて得た資金を原資とする投融資の2つの因子から成り立っている。このうち、 x の本来の目的は、台湾総督府の土地政策そのものに由来するので、他の官有財産事業に代替できない。一方で y は、 x を政治的に正当化し、

その実現可能性を高めるための方途である。それゆえに y の対象は、たとえば、 y_1 ：台湾島内における農業金融、 y_2 ：東南アジアに展開する日本企業に対する投融資といった具合に政治環境の変化に応じて x の規模に関係なく弾力的に変更できる³⁴。その場合、政治的な効果を重視して y の規模を過大に設定すると、 $x < y$ が常態となって過剰投融資のリスクが高まる。そして、仮に y が不良債権化すれば、企業の収益は急速に悪化するだろう。

本稿で特に強調しておきたい問題は、梁 [1979] や Schneider [1998] が明らかにした、設立案AからDに至るまでの連続性に関わる議論だけではなく、上記のモデルがビジネスとして成り立つことの困難がすでに広く知られていたことである。その一例として、先に触れた川村総督の信託会社案に対する『台湾日日新報』の批評がある。

拓殖会社の成立に就ては之れを半官半民とし官有地の現物出資をやるか、或は純然たる民間会社とし土地の予約払下げの形式をとるか、その何れに依つて成立したとしても此の会社の収支決算が如何になり何程の資本で如何なる事業成績を上げるか、土地の改良や開墾をやるに幾多の金子が要り此の事業を何年で完成し何年日から何程の利益が挙がるか等細目に亘つて調査してゆくと拓殖会社の創立案を幾つ作つても足らぬ程で而もソレ等の諸案は結局において所謂ソロバンの採れぬ会社となるもの、如く…（略）…英断を以て其の成立を急ぐ様な事情が発生せぬ限り拓殖会社案は依然として白紙状態にあるものと見られてゐる（『台湾日日新報』1928年11月29日）。

プロトモデルの基本設計を構成する x と y の

アンバランスに起因する企業化の困難が的確に説明されている。台湾総督府の「御用紙」である『台湾日日新報』は、植民地行政の「代弁者」としての役割を担っていた（李 [2003]）。しかし、それでもなお、台湾総督府が提起する一連の企業化案に強い疑義を呈している。設立案Aに代表されるプロトモデルが、ビジネスとして成り立ち得ないことの証左の1つであると言えよう。

2. 台湾拓殖の設立と台湾総督府

(1) 2つの「台湾拓殖株式会社案」

台湾拓殖株式会社法（1936年6月）および同施行令（同7月）を根拠として設立された台湾拓殖は、1920年代後半から台湾総督府が議論し続けてきた馴染み深いモデルを踏襲したものであったと理解されている（Schneider [1998], p.36）。ここでは、そのプロトモデルが1935年に作成された2つの「台湾拓殖株式会社案」（表1；拓務省案／設立案C、台湾総督府案／設立案D）を経て台湾拓殖株式会社法および同施行令に結実し、企業として成立するまでの過程を次の2つのポイントに焦点を絞って考察する³⁵。

1つ目のポイントは、yに関わる問題である。1935年5月に拓務省が作成した設立案Cは、設立趣旨文の2/3を華南・東南アジアにおける海外事業の説明に割きつつ、「熱帯産業ノ開発ガ帝国ニ課セラレタル現下ノ重大使命ナルニ鑑ミ…（略）…南支南洋ニ於ケル経綸遂行ニ当ラシムルト共ニ台湾ニ対スル内地人ノ移植ニ従ハシメムトスル」ことを起業の目的とした³⁶。設立案Cのyは、海外事業の展開を主とし、台湾島内のそれを従とする同Bのy₂に近似するものであった。存在の意義を疑問視されつつあった拓務省の立場から見れば（長岡 [1980]、97頁）、台湾拓殖の設立を梃子に華南や東南アジアでブ

レゼンスを高めようとする志向は当然だといえる。平塚広義台湾総督府総務長官に設立案Cを送付した入江海平拓務次官は、台湾総督府が同案をベースとして「更ニ御考究ノ上熱帯産業調査会ニ付議セラルル」³⁷ことを期待した。

ところが、熱帯産業調査会が開催される直前に台湾総督府が作成したと思われる「台湾拓殖株式会社設立要綱」（1935年10月）は、設立の目的を「先ツ台湾ニ於テ之等ノ事業〔拓殖資金の供給および事業〕ヲ営ミ基礎ヲ鞏固ニシタル後南支南洋ニ於ケル之等事業ヲモ経営スル見込ナリ」としており、設立案Cで示されたyの主従を逆転させている³⁸。「兎ニ角株式会社ヲ造ラウ、民間ノ資本ヲ集メ様ト云フノデアリマシテ株式会社ガ出来タナラバガツチリシタモノニシテ、ヨクアル会社ヲ喰ツテ了フモノデナク堅実ナモノトシタイ」（台湾総督府 [1936]、182頁）という熱帯産業調査会における中瀬拙夫台湾総督府殖産局長の発言をも併せて考えれば、華南・東南アジアでの海外事業で予見されるさまざまなリスクを回避しつつ、相対的に低リスクの台湾島内に企業の成長基盤を置こうとする台湾総督府の意図は明白であった（梁 [1979]、215頁；久保 [1997]、219頁）。

ただし、台湾総督府が熱帯産業調査会に提出した設立案Dには、「ドノ方面ノ事ト判ツキリ地域ヲ限定サレナイノガ含蓄ガアル」として事業の展開地域が明記されていない（中瀬殖産局長；同前、表1）。設立案を審議する第2特別委員会の議論が紛糾した理由は、台湾総督府がyの内容を不鮮明にしたためであった。台湾総督府の方針に対して大谷光瑞委員は、熱帯産業調査会の趣旨との不一致を指摘した³⁹。また、台湾島内における事業の優先を示唆する岡田信委員（台湾総督府財務局長）の発言⁴⁰を受けて荻洲立兵委員は、「只今岡田委員ノ言ハレタ様ニ確實ニ設置シテ其ノ〔台湾島内の〕事業が確實

ニ行ツタ後ニ〔華南・東南アジアでの事業を〕ヤル、企業モ行フト云フ思想ハ少シ違フ」と批判した（同前、224頁）。とはいえ、第2特別委員会では、「サウ云フ問題ニコダハツテ居ルヨリモ早ク手近カラ始メタ方ガ宜イ」（井坂孝委員長／日本アルミニウム・東京瓦斯社長；同前）という見解が支配的で、荻洲らの意見は少数であった。最終的に取り纏められた熱帯産業調査会の答申は、華南・東南アジアにおける事業展開の可能性に触れたものの⁴¹、設立される企業の組織や事業の具体化は、台湾総督府に委ねられることになった⁴²。

(2) プロトモデルからの逸脱

以上のように、台湾総督府にとって華南・東南アジア事業の位置づけは、オプションに過ぎないものであったと本稿は考えている。設立案Dの y は、同Aの y_1 に近いもので、プロトモデルの設計思想をある意味で忠実に継承するプランであった。しかし、一方では「此点書類ノ上ニハハツキリトハ表現サレ居ラス」⁴³、華南・東南アジア事業の展開に含みを残していることにも留意する必要がある。この意図を次の事例から考えたい。

熱帯産業調査会への答申を説明するにあたって井坂委員長は、「従来此ノ種ノ決議ヲシテ答申セラレテモ実現出来ナイコトモアルノデアリマスカラ…（略）…委員会ニ採択サレタ以上ハ折角実現ヲ見ル上ニ御努力ヲ願イタイ」（台湾総督府 [1936]、292頁）と懸念している。そして、その懸念は現実のものとなった。1936年3月18日に中川健蔵台湾総督は、同9日に成立した広田弘毅内閣の拓務大臣に就いた永田秀次郎に宛てて次の電報を送付している。

台湾拓殖会社ノ件貴大臣ト大蔵大臣ト御協議ノ結果特別議会ニ提案セズトノ事ニ

応決定相成リタル趣ノ処本公司ハ南支南洋ニ対スル帝国ノ経済的發展ニ関シ台湾ノ有スル使命ヲ遂行スルガ為必要ノ機関トシテ設クル趣旨ノ多分ニ存スル事御承知ノ通りニ有之是ガ為ニハ現下ノ情勢ニ照シ一日モユルウシ難キモノ有ルノミナラズ昨年秋開催ノ熱帯産業調査会ニ於テモ熱烈ニ希望セラレタル関係モ有之時期ヲ逸セザル事肝要ナリト存セラルルニ付是非共今期議会ニ提案セラルル様格別ノ御配意相仰ギ度特ニ御願ス⁴⁴

第69回帝国議会の会期が短いことを理由として台湾拓殖株式会社法案（以下、法案）の提出は、一度は見送られたようである（『台湾日日新報』1936年3月28日）。上記は、永田および拓務省にその翻意を促す電報である。ここでは、熱帯産業調査会の答申を根拠として華南・東南アジア事業の必要性に触れる一方、台湾総督府が主眼とする台湾島内の事業には全く言及していないことに注目したい。

既述のように、 x を政治的に正当化する y の遂行は、社債の発行による資金調達を前提としている。ただし、 x や y の収益性は、証券市場で資金を容易に調達しうるほど高くはないので、社債の発行に際しては、企業信用を補完する何らかの政府特典を要する。そして、かかる特典を得るためには、商法の一部適用外を容認する何らかの法令を制定する必要があり、それを法律として成立させるためには⁴⁵、華南・東南アジアで新たな省益を求める拓務省の協力が不可欠となる。このように整理すれば、台湾総督府にとっての華南・東南アジア事業は、台湾拓殖の設立に際して拓務省を含む中央政府からの合意と協力を得るための手段、すなわち、柴田善雅が言う「戦術的配慮」（柴田 [2015]、402頁）の一部でもあったことがわかる⁴⁶。そうした

「配慮」に基づいて台湾総督府は、事業の具体的な展開地域を明示しないまま熱帯産業調査会で設立案を発表し、次いで帝国議会で法案を提出した。こうした両論併記は、同法案の y が y_1+y_2 となり、 x が賄うる規模を大幅に超過したことを意味する⁴⁷。

この変化にいち早く気づいたのは、かつて台湾総督府に勤務し、台湾の状況を知悉していた木下信と東郷実であった。法案を審議した第69回帝国議会で木下は、 y の拡張に基づくプロトモデルからの逸脱を指摘しつつ⁴⁸、「徒ニ此南支南洋ト云フヤウナ言葉ニ幻惑サレテ、其方面ニ向ッテ大イニ活躍スルト云フヤウナコトヲ、夢ノヤウナコトヲ思ハレル」⁴⁹と批判した。また、木下と同様に衆議院議員として出席した東郷実（元台湾総督官房調査課長）も、これまでの経緯を説明しながら法案に反対した⁵⁰。議事録を注意深く読めば、熱帯産業調査会において中瀬や岡田が想定した企業化のプランと、帝国議会における木下や東郷のそれに大きな違いはないことがわかる。新旧の台湾総督府官僚の間に明確な差異があるとすれば、企業化の実現可能性を高める拓務省への「戦術的な配慮」としての両論併記を容認するか否かであった。原則論に基づいて木下は、プロトモデルへの回帰を再三迫ったが、華南・東南アジア事業で許認可の権限を得たい拓務省の立場から見れば、到底受け入れられるものではなかった（梁 [1979]、217頁；近藤 [1996]、107頁）。このようにして台湾拓殖の y は、拓務省を含む中央政府や帝国議会との政治的な交渉を契機として膨張することになったのである。

(3) 出資現物の評価

2つ目のポイントは、 x の問題である。設立案AおよびBでは2,000万円であった公称資本金は、同Cでは5,000万円に拡張され、最終的

には3,000万円となった（表1）。プロトモデルが立案された本来の目的を想起すれば、出資する現物は官租地以外の他の官有財産事業に代えることはできないが、その規模は可変的であった。

1935年1月1日の時点で台湾総督府は、113万6,701円の官租収入を得ることができる1万8,747甲の官租地のほかに約24万4,000甲の未処分官有地を普通行政地域に保有している。後者のうち、約8万8,000甲は保安林として官有を要する森林原野で、残りの約15万6,000甲は利用が決まっていない不要存置林野である（台湾総督府 [1935]、1-2頁；表4）。出資する官有地の内容を確定するために台湾総督府が実地調査を開始したのは、第69回帝国議会が開会される直前の1936年5月1日のことである。その後、6月末までに調査を終え、8月には台湾総督府官有財産評価委員会（以下、評価委員会）を開いて出資する官有地に最終的な評価を下した⁵¹。以下、1935年10月に台湾銀行が算出した推計と台湾総督府が作成した評価額との比較を通じて台湾拓殖に出資された官租地の経営に関する問題を明らかにする。

熱帯産業調査会において中瀬殖産局長は、台湾総督府が出資する現物は、「台湾ニ於ケル官租地、官有未墾ノ原野土地デ価格約一千五百万円」と述べている（台湾総督府 [1936]、180頁）。また、台湾総督府が1936年5月に作成した「台湾拓殖株式会社法案ニ関スル議会答弁資料」には、出資予定の現物に不要存置林野が含まれている⁵²。これらのことから、台湾総督府は官租地だけでなく、不要存置林野の一部を出資現物に組み入れる計画であったと判断できる。台湾銀行の推計は、この方針に基づいて算出されたものである（表4）⁵³。

台湾銀行は、1934年1月1日時点のデータに基づいて評価額を算出している。このデータで

表 4 台湾総督府官有地および評価

		台湾総督府 官 有 地	台湾銀行 推計評価額	官有財産評価 委員会評価額
作成年付		1935年1月	1935年10月	1936年8月
官 租 地	面積 (甲) (A)	18,747	18,521	15,042
	(内訳) 田	8,293	8,028	7,999
	畑	8,373	8,550	5,349
	養魚池	1,150	1,142	1,023
	その他	931	801	671
	官租 / 土地収入 (円) (B)	1,136,701	1,020,207	975,209
	予定収入額 (円) (C)	1,136,701	1,339,000	1,365,615
	差引純収入 (円) (D) *	…	736,000	(875,881)
	評価額 (円) (E)	…	9,813,000	15,000,000
	1 甲あたり官租 / 土地収入 (円) (A/B)	60.6	55.1	64.8
1 甲あたり評価額 (円) (A/E)	…	529.8	997.2	
表面利回り (%) (B/E)	…	10.4	6.5	
実質利回り (%) (D/E) *	…	7.5	(5.8)	
不 要 存 置 林 野	面積 (甲) (F)	約 156,000	127,995	-
	(内訳) 崙背原野ほか計 4ヶ所		3,502	
	下淡水溪浮覆地		4,400	
	その他 100 甲以上の原野		120,093	
評価額 (円) (G)	…	4,505,000	-	
A+F (甲) (H)	…	146,516	15,042	
E+G (円) (I)	…	14,318,000	15,000,000	
HI (円)	…	97.7	997.2	

(出所) 台湾総督府内務局 [1935]；台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」(1935年10月)『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05342_0887；作成者不明「出資財産算定要領」(作成日不明)『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_02100；作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」(1935年8月)同前、TDBL_03_04_2202より作成。

(備考) *官有財産評価委員会評価額の差引純収入に関するデータは取得できない。そこで、台湾銀行推計評価額に対する官有財産評価委員会評価額の官租地面積の比率0.81を台湾銀行が推計する支出額60万3,000円に乗じて官有財産評価委員会評価額の支出額を48万9,734円とし、予定収入額から差し引いて純収入を算出した。

は、台湾総督府が所有する官租地の面積は1万8,521甲、官租は102万207円である⁵⁴。官租は、「〔金納から〕物納ニ改正スルカ或ハ現在ノ低率ナル租額ヲ或程度引上」げられることが予測されるので、前述した官租の30%を上乗せして予定収入額を133万9,000円と見積もる。ここから諸経費や税を差し引いた73万6,000円を台湾拓殖の純収入とし、利回りを7.5%に設定して評価額を981万3,000円と算出した。ただし、これでは政府の出資予定額1,500万円に満たないので、450万5,000円に相当する不要存置林野12万7,995甲を加えて不足を補っている。こ

れで官租地と不要存置林野からなる官有地の評価額は、合計で1,431万8,000円ということになり、「大体総督府立案ノ一五、〇〇〇、〇〇〇円ノ現物出資額ニ近キコトトナル」というのが台湾銀行の推計であった。

一方、評価委員会に提出された台湾総督府の算定には、不要存置林野が出資現物に含まれておらず、官租地だけで1,500万円を賄う形となっている。第69回帝国議会において平塚総務長官が、出資する現物は官租地の「一万八千甲デ十分」⁵⁵と明言しているので、第69回帝国議会の直前に出資の方針が変更されたようであ

る⁵⁶。その算出は、以下のように行われた。

1936年1月1日の時点で台湾総督府は、1万9,830甲の官租地を保有している⁵⁷。このうち、遠隔地（台東・花蓮港・澎湖各庁）と不貸付地を除く1万8,554甲を対象として収穫量、小作料、積地銀利子および公課などを1筆ごとに調査した。次いで、これらのデータから算出した土地純益を基準とし、利回りを9~10%と仮定して前記の官租地を1,814万7,143円と評価する。この場合、出資予定額の1,500万円を大幅に超過するので、前記の約1万8,000甲から道路、鉄道線路敷地、祠廟敷地・墳墓地、市街地および「街或ハ一庄内ノ全面積ガ比較的少ナク（大体三十甲ヲ標準ト致シタノデアリマスガ）管理上不便ト思ハルモノ」⁵⁸などを出資予定額に見合うまで除く。その結果、評価額1,500万円に相当する官租地は1万5,042甲となった。台湾総督府が出資する官租地は、台湾銀行の推計に比して約3,500甲（約20%）ほど少なくなった。

この差異は、評価基準の相違に基づく。前述したように、台湾銀行の推計では、台湾総督府が現に得ている官租収入にその30%を加算し、ここから諸経費など差し引いた額を基準として評価額を決定している。その場合、1甲あたり収入（A/B）は55.1円、同評価額（A/E）は529.8円、収入に対する表面利回り（B/E）は10.4%、収入予定額に対する実質利回り（D/E）は前掲した7.5%となる（表4）。これに対して

台湾総督府の場合、「土地価格決定ノ根本ヲ為スモノハ土地ノ収益」⁵⁹であるとする、いわゆる「土地収益主義」（汐見 [1931]、40頁）の立場を採りつつ、近隣農地の売買価格を参照しながら評価額を算出している⁶⁰。その結果、1甲あたり収入は64.8円、同評価額は997.2円となった。台湾総督府の評価額に基づく単位あたり収入は、台湾銀行の推計に比して17.7%増え、同評価額は88.2%高くなった。以上の算出を根拠として台湾総督府は、出資すべき官有地を事前の想定よりも大幅に圧縮しえた。

設立後の台湾拓殖にとって問題となるのは、台湾総督府による評価額が官租地から現に得ている収入とは無関係に決定されたことである。台湾総督府によれば、出資現物として選定された1万5,042甲の官租収入は97万5,209円であり、「出資財産額ノ9/100トシテ計算」する「貸付料ヲ増徴シ得ル見込」は136万5,615円であるという⁶¹。この数値に基づくと、表面利回りは6.5%となり、実質利回りは5.8%となる（表4）。これは、台湾拓殖による社有地経営の払込資本利益率が6%前後の水準でしかないことを意味する。以上の理解に従えば、官租地の経営は必ずしも高収益の事業ではないことがわかる。

台湾総督府が算出した評価額に見合う収入を得るためには、「民有類地ノ小作料ヨリ二割程度低減」されている官租＝小作料（注17参照）を引き上げなければならない。しかし、木下や

表5 官租地の属性別借地状況（1935年1月1日）

（単位：甲）

属性	田	畑	その他	合計
日本人	306 (3.7)	362 (4.4)	88 (4.8)	756 (4.1)
台湾人	7,131 (86.3)	6,617 (80.3)	1,595 (86.5)	15,342 (83.6)
製糖会社ほか法人	587 (7.1)	1,084 (13.2)	89 (4.8)	1,760 (9.6)
公共団体	237 (2.9)	177 (2.2)	72 (3.9)	487 (2.7)
合計	8,261 (100.0)	8,240 (100.0)	1,844 (100.0)	18,345 (100.0)

（出所）作成者不明「官租地ニ関スル参考資料」（日付不明）『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_02100より作成。

（備考）依拠するデータが異なるため、本文中の数値とは一致しない。

樋貝詮三法制局参事官が危惧したように、小作料の大幅な引き上げは、全官租地の80%以上を借り受ける台湾人農民の負担を増大させることになる(表5)。そして、台湾人を主体とする小作争議が台湾拓殖の社有地で発生すれば、日本の台湾統治を巡る政治問題に発展しかねない⁶²。かかる困難を認識しているためか、平塚総務長官や小浜浄鉦台湾総督府内務局長は、小作料の急激な引き上げに慎重な姿勢を示している⁶³。また、小浜内務局長は、株式会社である台湾拓殖が「収益ヲ目標」として活動することを当然視しつつ、「営利ノミヲ主眼トシテ地方〔社有地〕ノ紛糾ヲ起ス様ナコトハサセン様ニ監督シタイ」⁶⁴との意向も表明している。これは、台湾総督府が社有地の小作料改定に関与することを示唆するものである。とはいえ、「会社ガ管理致シマスナラバ」、あるいは「会社ノ方針ニモ依ルノデアリマスケレドモ」⁶⁵という小浜の言い回しから想起するように、小作料の改定とその結果責任を一義的に負うのは台湾拓殖であった。その結果、台湾総督府が算出した官租地の評価額に見合う官租=小作料の改定は、台湾拓殖の設立後に先送りされることとなったのである。

おわりに

本稿は、梁 [1979] や Schneider [1998] に代表される豊富な既存研究の知見を踏まえつつ、1990年代末以降に公開された新たな資料を用いて台湾拓殖の設立過程を検討してきた。その検討を進めるために本稿は、①1920年代中盤に策定された台湾拓殖のプロトモデルが、いかなる点で継承され、いかなる点に変更が加えられたのか、②国策会社が事業を遂行するための組織や資金調達の仕事目を政府部門はどのようにして構築したのか、という2つの論点を設定

した。以下、これらの論点に即して本稿の議論を整理し、結びに代えたい。

台湾総督府が、保有する官租地を経営し続けることは容易ではなかった。経営を持続すればコストが嵩み、民間に払い下げれば台湾人地主の土地所有が拡大する。官租地の企業化(x)は、この問題を一挙に解決しうる手段であった。ただし、台湾人地主の利益と一致しない x は、植民地政府が出資する企業の目的としては好ましくない。そこで、種々の経済開発(y_1, y_2)が企業化の名目として付け加えられた。本稿は、1920年代の中盤に台湾総督府が提起したプロトモデルを、以上のような x と y の2つの要素からなる複合企業案として把握した。

x は、台湾総督府が土地政策で抱える問題を解消するための要素である。したがって、その問題が解消されていなければ、他に代替できない。1920年代中盤にプロトモデルが作成されてから1936年に台湾拓殖が設立されるまでの間に類似するプランが幾度となく提起されたが、その中核は常に x であった。その意味では、 x はプロトモデルの不変部分でもある。もう一方の要素である y には、 x の実現可能性を政治的に高める役割が期待されている。それゆえ、 y は政治環境の変化によって柔軟に変更しうる。特に1935年の企業化案が具体化されていく過程では、台湾総督府にとって不可欠の政治的なパートナーであり、かつステークホルダーでもある拓務省の意向を y に組み入れておく必要があった。その結果、1936年に設立された台湾拓殖の事業内容には、台湾総督府が重視する台湾島内の事業と拓務省が展開を望む華南・東南アジア事業の2つが併記されることになった。ただし、このことによって y は、収益の基盤である社有地経営で賄いうる規模を大幅に超過してしまう。設立直後の台湾拓殖が直面した経営の危機は、華南・東南アジア事業に対する過大

投資に起因するが（谷ヶ城 [2010]、42-43頁）、その発端は設計の段階で埋め込まれていたのである。

政府部門が出資する現物の規模とそこから得られる実際の収入は、国策会社の資本金と払込資本金利益率を決定する因子である。資本金が大きければ、それに比例して多くの社債を発行できる。しかし、そこから得られる収入が資本金に比して過小であれば、払込資本金利益率は低迷し、証券市場の信用は得られない。国策会社が資本市場から資金を円滑に調達するためには、政府部門がこの2つの因子を適切に調整する必要がある。

台湾拓殖の場合、当初は簿価に近い価格で現物を出資する計画であったが、実際には土地純益を評価基準とする実勢価格によって現物の評価が決定された。そのため、台湾総督府から出資される官有地は、当初の予定よりも圧縮されることになった。台湾拓殖の側から見れば、台湾総督府の判断は、払込資本金利益率を規定する出資現物の利回りを引き下げる行為であった。官租地から得られる官租、すなわち社有地からの土地収入は、従来の慣行に基づいて低い水準に抑えられたからである。小作料の改定作業は、土地を引き継いだ台湾拓殖が取り組むことになったが、その如何は深刻な政治問題に発展する可能性を孕んでいるので、台湾拓殖が自己の判断に基づいて自由に改定することはできない。このように考えれば、社有地経営の低いパフォーマンスは、台湾総督府の設計に起因すると見て差し支えないだろう⁶⁶。

以上のように、本稿は設立後の台湾拓殖が経営不振に陥った要因を政府部門の失敗にあると見て検証を加えた。1920年代中盤に提起され、その後も援用され続けたプロトモデルは、当初から資金調達の困難性を指摘されていた。また、収益性の観点から企業としての存続可能性につ

いても疑問を呈されていた。しかし、台湾総督府はこの問題の克服を試みないまま——むしろ y を拡張させ、 x を縮小することでこの矛盾を著しく増大させた——台湾拓殖を設立した。かかる矛盾は、補助金や政府特典で補填されるはずであった。前者は、かつて谷ヶ城 [2010] で詳細に論じたが、後者と資金調達の関係については、十分に触れることができなかった⁶⁷。この点が、本稿に残された今後の課題である。

参考文献

- 岡本真希子 [2008] 『植民地官僚の政治史：朝鮮・台湾総督府と帝国日本』 三元社。
- 川村竹治 [1930] 『台湾の一年』 時事研究会。
- 河原林直人 [1999] 「資料紹介 台湾拓殖株式会社 档案目録」 『現代台湾研究』 17号。
- 河原林直人 [2011] 「熱帯産業調査会開催過程に観る台湾の南進構想と現実：諸官庁の錯綜する利害と認識」 『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』 47巻4号。
- 河原林直人 [2014] 「植民地台湾における産業政策の転換期：臨時産業調査会粗描」 『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』 51巻1号。
- 久保文克 [1997] 『植民地企業経営史論：「準国策会社」の実証的研究』 日本経済評論社。
- 熊本史雄 [2002] 「外交史料館所蔵「茗荷谷研修所旧蔵記録」の構造とその史料的位置：拓務省関係文書を中心に」 『外交史料館報』 16号。
- 近藤正己 [1996] 『総力戦と台湾：日本植民地崩壊の研究』 刀水書房。
- 財界之日本社編 [1936] 『「台湾拓殖」の出来るまで』 財界之日本社。
- 齊藤直 [2008] 「国策会社における「国策性」と「営利性」：戦時期の台湾拓殖における増資をめぐる議論の検討」 『早稲田商学』 416号。
- 齊藤直 [2009] 「戦時経済下における資本市場と国策会社：台湾拓殖が直面した株式市場からの制約」 『経営史学』 43巻4号。
- 齊藤直 [2010] 「台湾拓殖の社債発行と政府保証：第1回社債発行の準備過程を中心に」 『日本植民地研究』 22号。
- 齊藤直 [2012] 「国策会社の概念規定と分析視角：

- 経済史・経営史研究の文脈において』『国際交流研究』14号。
- 齊藤直 [2016] 「戦時期における台湾拓殖の社債発行交渉：発行条件と政府保証をめぐって」経営史学会第11回東北ワークショップ報告資料。
- 汐見三郎 [1931] 「新地租法を論ず」『経済論叢』32巻2号。
- 柴田善雅 [2015] 『植民地事業持株会社論：朝鮮・南洋群島・台湾・樺太』日本経済評論社。
- 周婉窈 [2008] 「従「南支南洋」調査到南方共栄圏：以台湾拓殖株式会社法属中南半島の開発為例」王世慶撰稿『台湾拓殖株式会社档案論文集』国史館台湾文献館。
- 台湾総督官房調査課編 [1927] 『台湾総督府第二十九統計書』台湾総督官房調査課。
- 台湾総督府 [1930] 『台湾総督府臨時産業調査会会議録』台湾総督府。
- 台湾総督府 [1935] 『熱帯産業調査会答申書』台湾総督府。
- 台湾総督府 [1936] 『熱帯産業調査会会議録』台湾総督府。
- 台湾総督府内務局 [1935] 『官有地の管理及処分』台湾総督府内務局。
- 台湾拓殖 [1937] 『第一回営業報告書』台湾拓殖。
- 台湾拓殖設立事務所 [1936] 『台湾拓殖株式会社設立委員会議事録』台湾拓殖設立事務所。
- 朝鮮鉱業振興 [1942] 『第四期営業報告書』。
- 朝鮮米穀市場 [1941] 『株主名簿』。
- 朝鮮米穀市場 [1942] 『第六期営業報告書』。
- 朝鮮マグネサイト [1942] 『第七期営業報告書』。
- 朝鮮マグネサイト [1943] 『第九期営業報告書』。
- 朝鮮林業開発 [1942] 『第六期営業報告書』。
- 伝田功 [1970] 「日本勸業銀行と債券発行：農業長期金融の展開」『彦根論叢』139/140号。
- 褚填正 [2012] 「王世慶与台湾拓殖株式会社の研究及発展」『台湾文献』63巻4期。
- 涂照彦 [1975] 『日本帝国主義下の台湾』東京大学出版会。
- 長岡新治郎 [1980] 「熱帯産業調査会開催と台湾総督府外事部の設置」『東南アジア研究』18巻3号。
- 南洋拓殖 [1943] 『第十四期営業報告書』。
- 春山明哲 [2008] 『近代日本と台湾：霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店。
- 平山勉 [2002] 「「閉鎖機関関係資料」をめぐって」『日本植民地研究』14号。
- 湊照宏 [2005] 「日中戦争期における台湾拓殖会社の金融構造」『日本台湾学会報』7号。
- 湊照宏 [2006] 「太平洋戦争期における台湾拓殖会社の金融構造」『日本植民地研究』18号。
- 湊照宏 [2011] 「日中戦争期における台湾拓殖会社の仏印事業」老川慶喜・須永徳武・谷ヶ城秀吉・立教大学経済学部編『植民地台湾の経済と社会』日本経済評論社。
- 谷ヶ城秀吉 [2007] 「戦時経済下における国策会社の企業行動：台湾拓殖の華南占領地経営を事例に」『東アジア近代史』10号。
- 谷ヶ城秀吉 [2010] 「戦時経済下における国策会社の利益確保行動：台湾拓殖を事例に」『日本植民地研究』22号。
- 山崎定雄 [1943] 『特殊会社法規の研究』交通研究所。
- 李承機 [2003] 「植民地新聞としての《台湾日日新報》論：「御用性」と「資本主義性」のはざま」『植民地文化研究』2号。
- 梁華璜 [1979] 「「台湾拓殖株式会社」之成立經過」『国立成功大学歴史学報』6期。
- 林玉茹 [2012] 『台湾拓殖株式会社の東台湾経営：国策会社と植民地の改造』（森田明・朝元照雄訳）汲古書院。
- Schneider, A. Justin [1998], *The Business of Empire: The Taiwan Development Corporation and Japanese Imperialism in Taiwan, 1936-1946*, Dissertations Paper to Harvard University.

¹ 本稿の執筆にあたっては、齊藤直（フェリス女学院大学）・湊照宏（大阪産業大学）の両氏から多くのご助言を賜った。記して感謝したい。なお、本稿はJSPS 科研費16K03797の助成を受けたものである。

² 国策性事業について齊藤は、「市場に委ねていたのでは達成し得ない低収益ないし高リスクの事業」である可能性が高いと指摘している（齊藤 [2012]、81頁）。

³ 広田弘毅外務大臣宛加藤三郎外務書記官「台湾総督府熱帯産業調査会報告書進達ノ件」（1935年11月11日）、JACAR（アジア歴史資料セン

- ター) Ref. B09040750800、各国産業状況報告雑纂／台湾総督府依頼熱帯産業調査関係(E.4.0.0-2) (外務省外交史料館)。
- ⁴ そのほか、台湾拓殖の設立に触れた研究として、河原林 [2011]；柴田 [2015] がある。
- ⁵ 「こうした特殊な性格をもつ台湾拓殖は一九三六年十一月、資本金三千万円で発足し、その後三回にわたる払込みと倍額増資の結果、払込資本金は四八七五万円に達し、台湾製糖または明治製糖の規模を上回った…(略)…他方、台拓債券による資金調達も三九年九月以降四回おこなわれ、合せて八〇〇〇万円の巨額に達した。台拓債券はさきふれたように、予算外国庫負担契約による日本政府の元利払保証を得ているだけに、間接的な国家信用による資金調達とみるべきであろう。台湾拓殖はかくて国家信用を背景に、発足後数年のうちに一億を上回る資金力を備える巨大な拓殖会社に飛躍したのである」(涂 [1975]、346-347頁)。
- ⁶ たとえば、梁 [1979] や長岡 [1980] だけでなく、近年では周 [2008] と林 [2012] も涂 [1975] の理解を前提に議論を進めている。
- ⁷ 1997年に『台湾拓殖株式会社档案』(国史館台湾文献館所蔵)が公開されたのを皮切りとして、2000年代初頭には『外務省茗荷谷研究所旧蔵記録』(外務省外交史料館所蔵)と『閉鎖機関清算関係資料』(国立公文書館つくば分館所蔵)が相次いで公開された。近年では、中央研究院台湾史研究所档案館のウェブサイトから『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』(国立台湾博物館所蔵)と『台湾銀行所蔵日治時期文書』(台湾銀行所蔵)が閲覧できるようになった。台湾拓殖に関係する一次資料の利用利便性は、この20年ほどで急速に高まった。これらの資料が公開に至るまでの経緯については、河原林 [1999]；平山 [2002]；熊本 [2002] および緒 [2012] を参照されたい。
- ⁸ たとえば、齊藤 [2008] [2009] [2010] [2012]；湊 [2005] [2006] [2011]；谷ヶ城 [2007] [2010] などがある。
- ⁹ さらに言えば、そもそも台湾拓殖は、既存研究がイメージするような「巨大」ないし「超大型」の国策会社とは言い難い。同時代における特殊会社30社の公称資本金の中央値は5,272万円、突出して資本金額の大きい日本発送電と南満洲鉄道を除いた28社の場合でも5,000万円であり、台湾拓殖の3,000万円を上回る(表2)。もちろん、柴田 [2015] が指摘するように、当時の台湾経済に対する台湾拓殖設立のインパクトの大きさについては十分に注意を払うべきだが(柴田 [2015]、400頁)、公称資本金額から判断すれば、同社の企業規模は一般的な国策会社の平均以下にすぎないことにも留意すべきである。
- ¹⁰ 台湾拓殖のような低パフォーマンスの国策会社を事例とすることの意義については、齊藤 [2012] が論理的に説明しているので参照されたい。
- ¹¹ 実際に活動していた企業としては、東京に本社を置き、台湾で農場を経営した台湾拓殖会社(1913年2月創立)がある(『台湾日日新報』1909年3月6日；1913年6月29日)。そのほか、設立案では、衆議院議員の柵瀬軍之佐と中村啓次郎が「不動産ニ対シ長期低利ノ貸附」を目的として第26回帝国議会(1910年)に台湾拓殖銀行設立建議案を提出したほか、台湾拓殖興業株式会社案(池田常吉台湾銀行理事、1919年7月)、台湾拓殖興業株式会社案(提唱者不明、1921年4月)、南方金融企業株式会社案(松岡高雄台湾新聞社社長)が確認できる(「第二十六回帝国議会衆議院議事速記録」22号、1910年3月16日、422頁；台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」1935年10月、2頁、『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05342_0087)。なお、本稿が依拠する帝国議会議録は、国立国会図書館が提供する「帝国議会議録検索システム」から得た。
- ¹² 「台湾総督府ノ計画ニ係ル台湾拓殖株式会社令案ニ付キ会社ノ目的及其ノ事業項目ヲ見ルニ其ノ内容極メテ東洋拓殖株式会社ニ酷似セリ…(略)…政府ノ監督、重役ニ対スル罰則ノ規定ニ付キテハ大体東拓法ト異ナル処ナキモノノ如シ」(大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」1925年12月12日、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A09050351100、昭和財政史資料5号161冊；国立公文書館)。
- ¹³ 台湾総督府の官有地252万9,565甲(1934年末現在)の内訳は以下の通り。処分済み(道

- 路・河川・官用地・各種保留地および予約売渡または貸渡中)：約 148 万 2,600 甲、未処分地：約 104 万 7,000 甲 (台湾総督府内務局 [1935]、1 頁)。
- ¹⁴ 岡本真希子によれば、木下は台湾総督に就任した伊沢が抜擢した「移入官吏」の代表的な 1 人であった (岡本 [2008]、342 頁、881 頁)。
- ¹⁵ 「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員会議録 (速記) 第二回」(1936 年 5 月 15 日) 19 頁。
- ¹⁶ 官租地とは、通常の官有地と区別して管理する田・畑および養魚池を指し、一般的には台湾総督府の固定的収益財産として貸し付けされている (台湾総督府内務局 [1935]、23 頁)。
- ¹⁷ 1928 年 6 月から 1929 年 7 月まで台湾総督を務めた川村竹治は、総督府による土地管理の難しさを次のように述べている。「官有や公共団体等の土地が、少くも二万町歩、賃貸料百五十万円以上に上るであらう。広大な土地と、多数の借受人であるから、人たび台帳に登録すれば、容易に変更は出来ない。借受人は多くは鞘取りで、耕作利用者は少ないから、数年分先取逃亡して、欠損となるやうなものもある。台帳から引抜いて告知書を作成し、手数料を出して公共団体に徴収させる、事務も緩慢であれば、費用も莫大だ。世間では主として米納を慣行とするのに、之等は金納にして居る。米価の変動に従って、その都度変更する事が出来ぬから、最低評価を以て換算する外ない。其れでも異常な低落に遭へば、土地を放棄して逃亡する。一時数千町歩の不能貸付地を生じ、隴畝の醜状を極め、重大なる社会問題を起した事すらある」(川村 [1930]、107-108 頁)。
- ¹⁸ 官租地の払い下げ問題に関して『台湾日日新報』は、次のように報じている。「尤も内地人に土地払下した例は沢山あり、其の土地は面積にしても価格にしても大したものであるが、その払下を受けたものは政客とか役人の縁故者とかのみで、而も是等の人々は自ら土地を開墾し耕作することを為さず単に権利を本島人に転売する状態で何等定住等のことは無かつた」(『台湾日日新報』1925 年 11 月 21 日)。
- ¹⁹ 台湾総督府警務局長・各州知事・庁長宛古木章光新竹州知事「台湾拓殖会社設立ノ新聞記事ニ対スル民情ノ件通報」(1925 年 11 月 21 日)『伊沢多喜男関係文書』474：国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- ²⁰ 「東洋拓殖株式会社ニ在リテハ朝鮮及外国ニ於ケル拓殖資金ノ供給ノ他拓殖事業ノ経営ヲ目的トスルモ台湾拓殖株式会社ニ在テハ之レヲ台湾島内ニ限局セル点ニ於テ異ナル」(前掲、大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」)。
- ²¹ 「愈々基礎が確立した時更に資本金を三千万円なり五千万円と増額し債券を発行して行けば将来は南支南洋まで充分投資する事が出来ると思ふ」(中田栄次郎台湾総督府財務局金融課長のインタビュー；『台湾日日新報』1925 年 11 月 22 日)。
- ²² 「台湾拓殖会社の設立に一番の問題は商法の例外規程を作る事で…(略)…今度の台湾拓殖は払込資本金額の十倍まで債券を発行しやうと云ふのである…(略)…資本金二千万円の内政府出資の千二百万円は即時出資し残り八百万円の四分の一を払込資本金額は千四百万円となるその十倍即ち一億四千万円の債券を発行すれば可なり大きな仕事出来るであらう」(同前)。
- ²³ そのほか、台湾銀行と日本勸業銀行も設立案 A に反対したという (前掲、台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」1 頁)。
- ²⁴ 大蔵省は、「金融及企業ノ兼営」を骨子とする設立案 A を「企業資金ノ供給ヲ円滑且潤沢ナラシメ得ル点ニ於テ非常ナル利便ヲ存ス」として一定の理解を示した。しかし、事業活動と金融の兼営は、両者の「関係頗ル密接ナリシタメ放資ニ自制ナク企業ノ経営ニ緊張味ヲ欠キ其ノタメ非常ナル失態ヲ発露」すると懸念した。加えて、そもそも「本案ノ模範トセル東洋拓殖株式会社カ今日ノ如キ苦境ニ陥レル原因カ大正六〔1917〕年同会社法ヲ改正シテ同社ニ対シ事業兼営ヲ認メタルニ因ルコト」にあるとして東洋拓殖の事業展開のあり方に否定的な見解を示した (前掲、大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」)。
- ²⁵ 前掲、古木章光「台湾拓殖会社設立ノ新聞記事ニ対スル民情ノ件通報」。
- ²⁶ 「台湾ニ於テハ目下農業金融殊ニ中産以下ノ

- 農業者ニ対スル資金ノ供給ヲ最モ必要トスルモノ、如シ」(前掲、大蔵省銀行局「台湾拓殖株式会社案ニ対スル意見」)。
- ²⁷ 「之レ〔農業金融〕ニ充当スヘキ資金ハ之レヲ内地ニ求メサルヘカラサルナリ、然ルニ内地ニ於ケル債券発行ニ依ル長期資金ノ収入八年々比較的困難トナリ来レルノミナラス資金原価自ラ高キヲ以テ果シテ低利ニ供給シ得ヘキ不動産資金ヲ充分吸収シ得ラル、ヤ疑ナキ能ハス」(同前)。
- ²⁸ 以下、同前。
- ²⁹ 以下、外務省関税課長「第一回貿易会議議題参加者及討議事項」(1926年9月)、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A09050184600、昭和財政史資料5号70冊：国立公文書館。
- ³⁰ 以下、台湾総督府「外務省主催 第一回貿易会議ニ対スル答申」(1926年9月)、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B10073830900、第一回貿易会議一件／議題ニ関スル意見書／(甲)官庁及在外公館 (B-3-2-1-40_3_1)：外務省外交史料館。
- ³¹ 「伊沢総督時代に提唱された台湾拓殖会社問題が最近某々識者間に再燃すべく高唱されてゐる尤も伊沢案とも見るべき該拓殖案は大体本島開発を主としたものらしく更に進んでは南支南洋方面に手を延ばさんとするのが同案の骨子らしかつた然し最近提唱されてゐる拓殖案と云ふのは勿論本島を主体としたものだが南洋開発を即時決行する事が前拓殖案と相違する点である…(略)…伊沢氏の大体方針を踏襲せんとする？現上山総督の手によつて或は之が実現する、や否や其辺は別問題視されてゐるのは取りも直さず南洋貿易経済会議によつて刺戟されたものらしい」(『台湾日日新報』1926年9月9日)。
- ³² 「右拓殖銀行の案と云ふのが大体二千万円の資本金にして各地に支店出張所を置いて先づもつて島内不動産其他に一箇年一千万円以上の貸出をする事をモットーとして財務当局に於て作つたものである」(中田栄次郎台湾総督府財務局金融課長のインタビュー；同前、1927年9月9日)。
- ³³ 「抑々此の拓殖会社案なるものは田〔健治郎〕総督時代に計画され創立を具体化すべく種々考案されたものであるが案そのものが法規上から
- も或は会社そのもの、内容からも頗る複雑し実現を見る迄に至らず其の俣持ち越されて来た之が伊沢総督の時代に具体化を見るべく更に大いに調査研究を積んだものだが…(略)…上山総督時代にも手を附けんとした事があつたが依然として謎の俣で現〔川村〕総督にまで持ち越されたのである」(同前、1928年11月29日)；「開拓の中途にある土地関係事業、又は一般企業、或は工業財団等に対する適当な金融機関は欠けて居る。此の方面に直接又は間接活動して貰ふために、東洋拓殖会社類似の特殊会社を組織する積りであつた」(川村 [1930]、106頁)。
- ³⁴ 別言すれば、 y は x によつて成り立つ企業ではなくとも代替が可能である。たとえば、台湾島内の不動産金融業務について1930年11月に開催された台湾総督府臨時産業調査会では、「不動産ノ資金化ハ産業開発上最モ緊要ナル事項ナルガ台湾銀行其ノ他島内銀行ハ不動産金融ニ主力ヲ注グコト困難ナル実情ニ在ルヲ以テ成ルベク日本勸業銀行ヲシテ一層業務ノ拡張ト低利融通ノ途ヲ講セスムルヲ要ス」(台湾総督府 [1930]、407頁)と決議された。また、「勸業銀行ノ支店ノ活動等ニ対シマシテ益々御発展ナサルコトヲ希望シ又外ノ金融機関とシテハ興業銀行トカ東洋拓殖ト云フヤウナモノガ台湾ニ一ツ店ヲ出シテヤツテ見ヤウト云フヤウナ考ヘガアレバ是ハ歓迎致度イ」(同前、408頁)とする意見も寄せられた。
- ³⁵ 紙幅の制約がある本稿では、熱帯産業調査会から第69回帝國議會を経て台湾拓殖が設立されるまでの過程で争点となつた監督権の問題や台湾拓殖株式会社法の詳細を論じることはできない。これらの概要は、久保 [1997] および柴田 [2015] を参照されたい。
- ³⁶ 拓務省「台湾拓殖株式会社設立ノ趣旨」(1935年6月) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B06050356300、本邦会社関係雑件／台湾拓殖株式会社 (E112)：外務省外交史料館。
- ³⁷ 平塚広義台湾総督府総務長官宛入江海平拓務次官「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」(1935年6月21日) 同前。
- ³⁸ 作成者不明「台湾拓殖株式会社設立要綱」(1935年10月)『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05343_0887。

³⁹ 「会社ノ事業ニ此ノ熱帯産業調査会ニ云フ海外発展ノ程度ガ何割含マレテ居ルカ、島内ノ産業振興ガ何割含マレテ居ルカ、ソコノ所ガモウ少シ判ツキリシナイト、言ヒ換ヘレバ此ノ委員会ガ議スベキ範囲内ノモノカ議スベカラザル範囲内ノモノデアルカ海外発展ニ付議スベキ範囲ニ就イテ区画的、地理的ノ南支南洋ノ必要ハ御座イマスマイガ、島外島内ト云フ程度迄位ハ区分ヲ明確ニシテ戴キタイト思ヒマス」(台湾総督府 [1936]、183頁)。

⁴⁰ 「会社ヲ設立スルナラバ直ニ調査研究ヲ南支南洋ニ就テスベキデアリ、然シナガラ実際会社ノ力カラ云フト無理ガアルカラ其ノ点ニ就テハ主トシテ台湾ニ於テカラ養フベキデ、宜イモノニハ力ノ許ス限リヤツテ宜シイ」(同前、220頁)。

⁴¹ 「海外発展、南洋進出ガ我国策タル以上其地ニ於ケル拓殖、移民ノ健全ナル発展ノ為ニ適当ナル拓殖機関乃至ハ金融機関ヲ設ケルコトハ当然ト謂ハザルヲ得ナイ」(同前、305頁)。

⁴² 「会社ノ内容、斯ウ云フ会社ハ其ノ機構運用ニ就イテハ総督府ハ之ニ順応スルモノヲ考ヘテ貫ヒタイト云フコトデ速ニ実現シテ戴キタイト云フコトガ委員会ノ希望デ内容ニハ触レマセヌ」(井坂孝第2特別委員会委員長；同前、222-223頁)。

⁴³ 作成者不明「総督府案台湾拓殖会社設立計画ニ就テ」(日付不明)『台湾銀行所蔵日治時期文書』T0868_01_05342_0887。この資料の作成者および作成日付は明らかではない。しかし、文書中に「総督府トシテハ右海外投資業務ノ必要性ニ付テハ先般ノ熱帯産業調査会答申…(略)…ヲ採用セントスルモノノ如シ」とする記述が確認できることから、熱帯産業調査会が開催された1935年10月以降に台湾銀行内で作成されたものと判断できる。

⁴⁴ 永田秀次郎拓務大臣宛中川健蔵台湾総督電報(1936年3月18日) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B06050356300、本邦会社関係雑件/台湾拓殖株式会社 (E112)：外務省外交史料館。

⁴⁵ 会社の設立だけを目的とするならば、帝国議会での協賛を要する法律ではなく、台湾総督がその管轄区域に限って施行しうる律令を根拠法

令とすることも可能である。事実、帝国議会への法案提出が見送られると、台湾総督府は律令による会社設立の可能性を探ったようである(『台湾日日新報(夕刊)』1936年3月21日)。ただし、法三号が成立した1922年以降は、一部の特殊事情を除けば内地法の延長規定が原則となったことに留意する必要がある(春山[2008]、213-214頁)。政府委員として第69回帝国議会の台湾拓殖株式会社法案外一件委員会に出席した北島謙次郎拓務省殖産局長は、この点を意識して「斯ウ云フ台湾拓殖株式会社ト云フモノヲ拵ヘマス際ニハ、自ラ商法ノ例外規定ナンカモ多少拵ヘナケレバナラス関係モアリマスノデ、ソレハドウシテモヤハリ法律ヲ以テ規定シナイト、現在ノ立法形式上台湾ニ付テハ已ムヲ得ナイ、ドウシテモ法律デヤラナケレバナラスト云フコトニナツテ居リマス」と答弁している(「第六十九回帝国議会衆議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員会議録(速記)第三回」1936年5月18日、14頁)。

⁴⁶ 一方で台湾総督府は、帝国議会での質疑に向けて準備した想定問答集で、「本法案ニハ何故ニ会社ノ営業地域ニ付規定セサルヤ」との設問に対し、「台湾ニ付テハ其ノ名称ガ台湾拓殖株式会社ナルコトニ依リ特ニ規定スルノ要ナク又南支南洋ニ付テハ近來南支南洋各地方共ニ日本ノ南方発展ニ付極メテ警戒的態度ヲ採リツツアル際ナルヲ以テ本会社自体ノ活動ニ便セシムル為特ニ其ノ地域ヲ限定セズ」と記している(台湾総督府「台湾拓殖株式会社法案ニ関スル議会議答資料」1936年5月、『台湾拓殖株式会社档案』33)。このうちの特に後者は、台湾拓殖が華南や東南アジアで活動することによって生じうる国際関係上の軋轢を憂慮する外務省に対する配慮だと言える。

⁴⁷ 「[台湾と華南・東南アジアの]ドチヲ重キヲ置クト云ヘバ双方ニ重キヲ置クト申上ゲルノ外ハナイカト思ツテ居リマス」(永田秀次郎拓務大臣の答弁；「第六十九回帝国議会貴族院台湾拓殖株式会社法案特別委員会議事速記録第一号」1936年5月23日、5頁)。

⁴⁸ 「[華南・東南アジアで]万一仕事ガアルト致シマスレバ、私ハ相当ニ大キナ資本、大キナ力ガ後ロニ備ハラナケレバナラス、然ルニ此ノ会

- 社ノ如ク僅ニ三千万円ノ資本金デアリ、又債券ノ発行ト合セテ一億円位ノ金デアリマシテ、之ヲ台湾ノ方面ニモ使ヒ、南支、南洋方面ニ使フト云フヤウニ致シマシテモ、何程資本ノ投下ガ出来マセウ」；「台湾総督府ノ此会社ニ対スル意思ト云フモノハ全く抛擲サレテ、サウシテ寧口、先程拓務大臣ノ御話ノヤウナ方針ニ相成ツタト云フコトハ、私洵ニ驚クノ外ハナイ」（前掲、「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員會議録（速記）第二回」18-19頁）。
- ⁴⁹ 同前、19頁。
- ⁵⁰ 「第一ニ台湾拓殖ト云フモノヲ作りタイト云フヤウナ企テヲシテ居ッタヤウナ人ハ、最近ニ始マツタコトデハナク、私達ガ台湾在職当時、十数年前以来時々目論ミガサレテ居リマス、而シテ其内容ハ此法案ニモアルヤウニ、台湾総督府ノ持ッテ居ル官租地ヲ獲得スル、サウシテ拓殖事業ヲシヨウ、斯ウ云ツタ計画デアッタノデアリマスガ、私共ハ其当時台湾総督府ノ農政ノ事務ヲ担任シ、又南支、南洋ニ関スル施設ノ事務ヲ担任シマシタ立場カラ見マシテ、色々ノ点ニ於テ疑問ヲ持ッテ居リマス、サウ云フモノノ制定ハ必シモ必要デハナイ、殊ニ南支、南洋ニ対スル国策ノ遂行ヲスルト云ツタヤウナ重大ナ使命ヲ持ッテ居ル会社ト致シテハ、モット大キナ規模デアラナケレバイケナイ、使命徒ニ大キクシテ力ニ足ラザルヤウナモノヲ作ッテ、サウ云フ発展シ掛ツタ、南方ノ平和的ナ経済的ナ吾々同胞ノ発展ヲ阻止スルヤウナ結果ニナツテハイケナイト云フヤウナ意味デ、ドチラカト云フト反対ノ意見ヲ持ッテ居ッテ居ッター人デアリマス」（同前、37頁）。
- ⁵¹ 中瀬拙夫台湾総督府殖産局長宛須田一二三台湾総督府殖産局商工課長電報（1936年7月13日）『台湾拓殖株式会社档案』41；「台湾官有財産評価委員会開催期日決定ノ件」（1936年7月27日）同前；作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員會議事録」（1935年8月10日）『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_2202。
- ⁵² 前掲、台湾総督府「台湾拓殖株式会社法案ニ関スル議会議答資料」。
- ⁵³ 「新会社設立ニ当リ督府ヨリノ現物出資ノ対象トナルヘキ土地ハ官租地全部ト官有地中未処分タル不要存置林野ノ一部ナルヘシ」（前掲、台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」）。
- ⁵⁴ 以下、同前。
- ⁵⁵ 前掲、「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員會議録（速記）第二回」29頁）。
- ⁵⁶ 本稿には、その理由を明らかにしうる材料がない。台湾銀行が、「官有地ノ大部分ハ既ニ本島人カ無斷開墾ヲ為シ居リ土地ヲ占拠セルヲ以テ官有地カ会社ニ出資セラレ其所有ニ歸スル以上従来ノ無斷開墾者ヲ排除スルコトトナルニ付一種ノ社会問題トナル」（前掲、台湾銀行台北頭取席調査課「台湾拓殖株式会社設立ニ関スル件」）と危惧したことを想起すれば、無斷開墾者を排除しなければならないという政治的な困難の回避を意図した可能性が高い。
- ⁵⁷ 以下、前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員會議事録」。
- ⁵⁸ 以下、同前。
- ⁵⁹ 同前。
- ⁶⁰ 「地租調査ハ収益ヲ調べマシテ…（略）…賃貸価格ヲ見出シマシテ何レモ自作収益ヤ賃貸価格ヲ基ニシテ等則ヲ編成致シマシタノデアリマス。所ガ今度ノ調査ハ売買価格ヲ見出ス、算出スルト云フコトガ基本ニナツテ居リマス」（同前）。
- ⁶¹ 以下、作成者不明「仮設質疑応答集」（日付不明）178頁、『台湾拓殖株式会社移交台湾土地銀行経営档案』TDBL_03_04_02201。
- ⁶² 「此官租地ヲ会社ニ提供シタ後ニ於キマシテ、会社ハ収入ヲ増加スルト云フ其事バカリ考ヘテ、非常ニ小作料ノ増加ヲスルト云フヤウナコトガアリマシタナラバ、是ハ洵ニ統治ノ上カラ遺憾ニ思フノデアリマス、ヤハリ異民族統治ト云フモノハ信ヲ得ルト云フコトガ根本デアルト思ヒマス」（木下信衆議院議員；前掲、「第六十九回帝国議会議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員會議録（速記）第二回」24頁）；「借地料ヲ上ゲル様ナ場合ニ内地其ノ他デ起コリマスガ必ズ小作争議的ナコトナノデスガ、サウ云フ様ナコトヲ将来起スコトガ多クアリハシナイカト云フコトヲ憂ヘテ居ル…（略）…官租地調べヲ

見致シマスルト云フト大部分ト云フモノハ本島人ガ小作シテ居ル様デスガ、サウ致シマスルトサウ云フ小作争議的ナコトガ起ルカ起ランカト云フコトハ台湾ノ統治ノ上カラ行キマシテモ余程重要性ヲ持タシテ考ヘナケレバナランカト思ツテ居マス」(樋貝詮三法務局参事官；前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」)。

⁶³ 「先ヅ大体ニ於テ無理ノナイヤウニ致シマシテ、小作ノ争ヲ惹起スルヤウナコトノナイヤウニ、農民ニ苛酷ナル取扱ノナイヤウニ致シタイ」(平塚広義台湾総督府総務長官；「第六十九回帝国議会衆議院台湾拓殖株式会社法案外一件委員会議録(速記) 第二回」24頁)；「急激ニ今直グ非常ナ小作料ヲ上ゲルト云フコトハ事実上出来ナイノデハナイカ、依ツテ会社ガ小作料

契約——所謂賤耕契約シマスニ付キマシテモ、当分ノ間ハ余リ急激ナ変化ノナイ程度ノ小作料ヲ徴収スル外ナイノデハナイカト斯ウ考ヘマス」(小浜浄敏台湾総督府内務局長；前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」)。

⁶⁴ 前掲、作成者不明「台湾拓殖株式会社官有財産評価委員会議事録」。

⁶⁵ 同前。

⁶⁶ 台湾拓殖の社有地経営については、谷ヶ城 [2010] を参照されたい。

⁶⁷ 第1回社債発行時における台湾総督府および日本興業銀行と台湾拓殖の予備交渉については齊藤 [2010]、本交渉については齊藤 [2016] がある。